

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成14年9月17日

住所 茨城県水戸市笠原町978番25

氏名 財団法人 茨城県環境保全事業団  
理事長 角田 芳夫

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 橋 本



許可の年月日	平成14年9月17日	許可番号	1-1-0077
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類の破砕施設（政令第7条7号該当） 木くずの破砕施設（政令第7条8の2号該当）  廃プラスチック類，木くず，紙くず，繊維くず，ゴムくず， 金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	茨城県笠間市福田字猪ヶ入148番の1外45筆		
処理能力	廃プラスチック類の場合： 80t/日（8時間） 10t/時間 木くずの場合： 120t/日（8時間） 15t/時間		
許可の条件			
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		